

一般国道155号改築工事（豊田南バイパス）の事業認定に係る  
社会資本整備審議会公共用地分科会の議事要旨

1. 開催日時 平成20年7月2日（水）
2. 開催場所 国土交通省内会議室
3. 議 題 一般国道155号改築工事（豊田南バイパス）の事業認定関係

4. 議事要旨

土地収用法第25条の2第1項の規定に基づき国土交通大臣から付議され、社会資本整備審議会運営規則第8条第1項の規定に基づき公共用地分科会に付託された一般国道155号改築工事（豊田南バイパス・愛知県豊田市美山町三丁目地内から同市東新町五丁目地内まで）について、公共用地分科会における審議の結果、「土地収用法第20条の規定により事業の認定をすべきであるとする国土交通大臣の判断を相当と認める。」との意見が議決された。

同意見は、社会資本整備審議会令第6条第6項及び社会資本整備審議会運営規則第8条第2項の規定に基づき、社会資本整備審議会の議決とされた。公共用地分科会における各委員の主な意見は次のとおりであった。

- ・ 本件事業を認定することは妥当と思う。なお、今後国交省においては、以前に計画されたとおりバイパスをつくるだけでなく、人口減少が進み、コンパクトな都市構造が求められてきている中で、公共交通の利用促進策を講ずるなどの新しい施策を考える時期に来ており、道路事業をその面から考える時期がこれから来るように思える。
- ・ 豊田市は、トヨタ自動車の社員が電車通勤をするなど、近年、公共交通の利用促進に比較的取り組んでいるが、公共交通の利用促進だけでは慢性的な現道の交通渋滞に対応しきれない実情もあるので、公共交通の利用促進を図るべきだということをもって本件事業について事業の認定をすべきでないということまでにはならない。
- ・ ため池は、最近、減少してきており、重要でないとはいえない。しかし、本件事業においては、三つあるため池のうち、一つは半分程度支障となるが、他の二つのため池は端をかすめる程度であるので、許容できる範囲内であると考えられる。
- ・ 名古屋都市圏における高速道路以外の一般道の環状道路として必要な道路であり、道路ネットワーク上、これは是非とも必要な道路である。特に工業の発展を支える環状道路は必要であり、その必要性は大きく、事業の認定をすることに問題はない。